

○4番（諏訪一則議員） 4番諏訪一則でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告順に従い質問いたします。

子どもの健全育成策の子どもの貧困対策についてお伺いいたします。

2014年1月に、全国で子どもの貧困が深刻化している中、「子どもの貧困対策推進法」が施行されました。しかしその後もなかなか改善の域にならず、子どもの貧困はさらに深刻化しています。

政府が発表した子どもの貧困率は、貧困ラインが低下しているにもかかわらず、貧困率は年々上昇する深刻な事態となっています。今、日本では6人に1人の子どもが見えない貧困にあえいでいると言われています。

「剥奪指標」というものをご存知でしょうか。社会の中で生活に必要と判断される衣食住といった物品やサービス、社会的活動などの項目を推定し、その充足度を指標化したものです。これによって子どもの貧困状態(正確には剥奪状態と表現されます)を見える化するということです。国、自治体、関係団体、それぞれにおいて子どもの貧困解決の政策形成が課題となっており、その本気度が問われています。

文春新書の本で「徹底調査 子ども貧困が日本を滅ぼす 社会的損失40兆円の衝撃」というものがあります。子どもの貧困問題を放置すると、40兆円以上の社会的損失が発生するとの推計であります。持続可能な社会発展のためには、子どもの将来の社会を支える労働者、担税者になっていただかなければなりません。今後対策を強化していくために、当市では支援体制整備等にどのように取り組んでいるのでしょうか。

子どもの貧困は重要な課題であります。そこで次の5つの点についてお伺いいたします。

1番目に、子どもの貧困の現状を市はどのように把握しているのかお伺いいたします。

2番目に、ひとり親世帯を初め、子どもを持つ低所得世帯に対して市はどのような支援をしているのかお伺いいたします。

3番目に、これまで子どもの貧困を把握するために行ってきたことがあるのかお伺いいたします。

4番目に、ひとり親世帯を初め、子どもを持つ低所得者世帯に対して、市独自で行っている支援についてお伺いいたします。

5番目に、貧困家庭の子どもの高校・大学の進学の実態についてお伺いいたします。

以上5点についてお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。答弁のほどよろしくお願いいたします。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔岡部光洋保健福祉部長 登壇〕

○岡部光洋保健福祉部長 子どもの健全育成の子どもの貧困対策について、5点のご質問にお答えいたします。

初めに、子どもの貧困の現状についてのご質問でございますが、0歳から6歳までの未就学児につきましては、生活保護世帯において6名となっております。また、小中学校の児童生徒にお

きましては、教育委員会が経済的により就学が困難であるため、就学援助の対象となる生活保護世帯に相当する要保護者及びこれに準ずる程度に困窮していると認められる準用保護者に該当する保護者に係る児童生徒として、小学校に124名、中学校に89名の計213名となっており、

この主な内訳としましては、一定の所得以下のひとり親世帯が受給する児童扶養手当受給世帯の児童生徒が145名、非課税世帯に係る児童生徒が31名となっております。

次に、2点目の子どもを持つ低所得世帯に対する市の支援についてのご質問でございますが、生活保護世帯に対しては、小中学校の入学時に入学準備金の支給や教育費として学級費や教材費、通学費、校外活動参加費等が支給され、高校・大学への進学時には、高等学校等就学費、それから進学準備給付金が支給されております。教育委員会による就学援助としましては、要保護者、準用保護者に対し、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等が支給されております。

また、生活困窮世帯等の中学生を対象に、子どもの学習支援事業としまして、学校外において予習復習、宿題等の勉強ができる場の提供と、生活上の悩みや進学に関する助言の事業等を行っております。さらに、ひとり親世帯に対しては、親が就職に有利な資格を取得するために養成機関へ入学する場合には、最長で3年間給付金の支給を行っているところでございます。

次に、3点目の子どもの貧困を掌握するために行ってきたことについてのご質問でございますが、常時実施しております生活困窮者自立支援相談、それから生活保護の相談を通しまして把握に努めておりますとともに、児童生徒に関しましては、先にご答弁いたしました教育委員会の就学援助における要保護者、準用保護者の認定の調査を通して把握しているところでございます。

次に、4点目の子どもを持つ低所得世帯に対する市独自に行っている支援についてお答えいたします。

先にご答弁申し上げました国・県の各種の制度を活用した支援策以外に、母子・父子家庭に対するひとり親家庭等児童小学校入学祝い金の支給や、児童クラブの利用料の減額、父母の一方等が死亡した児童に対しまして遺児手当を支給してございます。さらに、今年度より住民税非課税世帯におきます0歳児から2歳児までの保育料につきまして、国の無償化施策に先駆けまして無料としたところでございます。

次に、5点目の貧困家庭の子どもの高校・大学への進学の実態についてお答えいたします。

当市の生活保護世帯の平成24年度から平成29年度までの6年間の実績によりますと、この間の中学校卒業生は11名おりまして、1名の定時制進学を含め、全員が高校に進学をしております。また、この間の高等学校卒業生は13名おりまして、大学進学者が1名、専門学校進学者が1名となっております。

なお、「茨城県子どもの貧困対策に関する計画の調査」によります県全体の高等学校進学率は98.7%となっております。その中の生活保護世帯に関しましては91.5%となっております。また、茨城県全体の専修学校を含む大学進学率は68.2%、生活保護世帯の進学率は19.0%と、一般世帯の進学率に対しまして低いものとなっております。本市の生活保護世帯の大学

進学率につきましては15.4%でございますので、県の統計を下回っている状況でございます。

○成井小太郎議長 諏訪議員。

〔4番 諏訪一則議員 質問者席へ〕

○4番（諏訪一則議員） 各項目でのご答弁ありがとうございます。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

子どもの貧困対策について、貧困を可視化し、相対的貧困の実態を把握することが必要不可欠であると思います。剥奪指標は、所得だけでは図れない貧困状態にある子どもの実態を可視化するための有効な手段の1つと考えております。早急に剥奪指標を用いた実態調査を行うべきと考えていますが、ご所見についてお伺いいたします。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

○岡部光洋保健福祉部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

貧困に関する実態調査につきましては、平成26年に策定されました国の子どもの貧困対策に関する大綱の中の子どもの貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究の項目に、子どもの貧困対策をさらに適切に推進していくため、必要となる新たな指標の開発に向け、調査研究の実施について検討するとございますので、本市におきましては、国によります貧困指標に関する調査研究の動向を注視してまいりますとともに、貧困を測定する指標の1つであります剥奪指標につきましても詳細を調査しまして、実施につきましては今後研究してまいりたいと存じます。

○成井小太郎議長 諏訪議員。

○4番（諏訪一則議員） ありがとうございます。理解いたしました。

次に、市独自の支援体制を今後対策強化していくために、支援体制整備等にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

○岡部光洋保健福祉部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

子どもの貧困対策に対しましては、生活困窮者対策部門、それから、児童福祉・母子福祉対策部門、さらには教育部門が緊密に連携しながら、さまざまな面からの支援を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○成井小太郎議長 諏訪議員。

○4番（諏訪一則議員） ありがとうございます。

見えにくいとされている子どもの貧困は、その対策について社会問題となっており、改めて子どもの健全育成には、行政、学校、地域が連携して当市の子どもに対する貧困対策課題に取り組んでいくことが子どもの貧困問題、健全育成環境の向上につながると私は思います。なお一層の対策に期待いたします。

以上をもちまして、諏訪一則の質問を終わります。

会